

別表第1（第7条関係）

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1ℓにつき0.01 mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機りん	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1ℓにつき0.01 mg以下であること。
六価クロム	検液1ℓにつき0.05 mg以下であること。
ひ素	検液1ℓにつき0.01 mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1 kgにつき15 mg未満であること。
総水銀	検液1ℓにつき0.0005 mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）においては、土壌1 kgにつき125 mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02 mg以下であること。
四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002 mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004 mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.02 mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.04 mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき1 mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006 mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.03 mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01 mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき0.002 mg以下であること。
チウラム	検液1ℓにつき0.006 mg以下であること。
シマジン	検液1ℓにつき0.003 mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1ℓにつき0.02 mg以下であること。
ベンゼン	検液1ℓにつき0.01 mg以下であること。
セレン	検液1ℓにつき0.01 mg以下であること。
ふっ素	検液1ℓにつき0.8 mg以下であること。
ほう素	検液1ℓにつき1 mg以下であること。

## 備考

- 測定に当たっては、土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）によること。
- 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

## 別表第2（第7条関係）

### 施工に関する基準

- 1 事業区域には、次に掲げる区分に応じた保安距離を確保すること。ただし、掘削を伴わない土地の埋立て等で、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
  - (1) 隣接地に国道、県道及び町道等がある場合 その境界から5メートル以上
  - (2) 隣接地に普通河川がある場合 その境界から5メートル以上
  - (3) 事業区域の周辺に家屋等の建物がある場合 当該建物の軒下から10メートル以上
  - (4) 隣接地に宅地がある場合 その境界から5メートル以上
  - (5) その他の場合 隣接地の境界から2メートル以上
- 2 事業区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、当該地盤に滑りが生じないよう、くい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 3 著しく傾斜をしている土地において土地の埋立て等を施工する場合 土地の埋立て等を施工する前の地盤と土地の埋立て等に用いる土砂等との接する面がすべり面とならないよう、当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- 4 土地の埋立て等の高さ（土地の埋立て等により生じたのり面の最下部（擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及びのり面（擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。）のこう配は、次の表のとおりとする。

土砂等の区分	埋立て等の高さ	のり面のこう配
粒度分布の良い砂、れき及び細粒分混じりれき	5メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.5メートル以上のこう配
	5メートルを超え15メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上のこう配
粒度分布の悪い砂	10メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上のこう配

砂質土、硬い粘質土、硬い粘土	5メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.5メートル以上のこう配
	5メートルを超え10メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上のこう配
柔らかい粘性土	5メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上のこう配
その他	15メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が2メートル以上のこう配

- 5 擁壁を設置する場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合すること。
- 6 土地の埋立て等の高さ5メートルを超える場合にあつては、土地の埋立て等の高さが5メートルごとに幅1メートル以上の小段を設け、当該段及びのり面には、雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。
- 7 土地の埋立て等の完了後の地盤の緩み、沈下又は崩壊が生じないように、十分な敷きならし締固めその他の措置が講じられていること。ただし、この基準と同等基準によりえん堤を設置する場合は、この限りでない。
- 8 のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。
- 9 事業区域は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植栽その他土砂等の飛散流出防止のための措置が講じられていること。

別表第3（第7条関係）

生活環境の保全及び災害の発生の防止のために必要な措置に関する基準

<p>土地の埋立て等の施工管理体制</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 土地の埋立て等を施工するために必要な能力を持った施工管理者が常駐していること。</li> <li>2 事業区域に、人がみだりに立ち入ることを防止するための柵を設けること。その高さは、150センチメートル以上とし、事業区域内を容易に目視できる構造とすること。</li> <li>3 事業区域内に立ち入らない旨の看板を設置すること。</li> <li>4 事業区域への出入口は、原則として1か所とし、作業終了後は施錠すること。</li> <li>5 土砂等の搬入及び作業は、原則として日曜日、祝日及び年末年始は行わないこと。</li> <li>6 作業時間は、原則として午前8時から午後5時までとすること。</li> </ol>
<p>粉じんの飛散及び雨水等の流出の防止対策</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 土地の埋立て等に伴い、粉じんが発生する場合には、散水、防じん剤散布等発生を抑制するための措置を講ずること。</li> <li>2 事業区域内の雨水等が適切に排水される設備を設けること。</li> <li>3 事業区域内へ外部からの雨水等が流入するのを防止できる開渠<sup>かいきよ</sup>その他の設備が設けられていること。また、事業区域内から外部へ雨水等が流出し、隣接地に雨水等が滞水するおそれがある場合には、これを常時排水できる設備を設けること。</li> </ol>
<p>騒音及び振動の防止対策</p>	<p>騒音及び振動に係る規制基準については、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）及び県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号）に規定する特定建設作業に準じること。</p>
<p>交通安全対策</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路に進入路を取り付ける場合には、道路管理者と協議の上、道路管理者の指示に従うこと。</li> <li>2 搬入経路が通学路に当たるときは、南知多町教育委員会と協議の上、登下校時間帯の搬入車両の通行禁止等の必要な措置</li> </ol>

	<p>を講じること。</p> <p>3 土砂等の搬出入に伴う事業区域からの土砂等による汚損等を防止し、他の交通の妨げとならないようにすること。</p> <p>4 他の交通に支障があると予想される場合は、交通誘導員の配置や安全施設の設置等の措置を講ずること。</p>
<p>その他生活環境の保全及び災害の発生の防止対策</p>	<p>1 着手の日から2年以内に完了する事業計画となっていること。ただし、土砂等の入替えを常とする一時的な堆積を行う場合は、この限りでない。</p> <p>2 事業区域の周辺の地域の住民の健康及び財産に係る被害を生ずることがないよう、必要な措置を講じること。</p> <p>3 事業区域の周辺の地域の公共物、工作物、樹木に影響を及ぼさないこと、又は機能を阻害させないこと。</p> <p>4 事業区域の周辺の地域で地下水を利用している場合は、施工前及び施工後に調査等を行い、影響がある場合は、必要な措置を講じること。</p>